

# 介護保険法に基づく揭示事項

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■藤本病院では、「医師」「薬剤師」「管理栄養士」が、「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」を行っております。以下は、別に定める運営規程を要約したものです。

### [1]基本情報

|            |  |        |  |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|--|--------|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業所名       | いりょうほうじんいちゆうかい<br>医療法人一祐会 藤本病院           | 営業日と休日 | 日  | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 祝 |
| 事業所番号      | 2710300449                               |        | 休  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 休 | 休 |
| 所在地        | 〒572-0838<br>大阪府寝屋川市八坂町2番3号              | 営業時間   | 平日 9:00～16:30  |   |   |   |   |   |   |   |
| 連絡先        | [電話] 072-824-1212<br>[ファックス]072-821-9213 | その他の休日 | 年末年始<br>(12月30日～1月4日)  |   |   |   |   |   |   |   |
| サービスの種類    | ■居宅療養管理指導<br>■介護予防居宅療養管理指導               | 利用料    | [法定代理受領分]厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(下記に掲載)<br>[法定代理受領分外]厚生労働大臣が定める告示上の基準額(下記に記載) |   |   |   |   |   |   |   |
| 管理者        | ふじもと あきひさ<br>藤本 明久                       | その他の費用 |  |   |   |   |   |   |   |   |
| 通常の事業の実施地域 | 寝屋川市                                     |        |  |   |   |   |   |   |   |   |

### [2]当院の勤務体制

| 職種    | 員数(人) |     |
|-------|-------|-----|
|       | 常勤    | 非常勤 |
| 医師    | 2     | 0   |
| 薬剤師   | 1     | 0   |
| 管理栄養士 | 2     | 0   |

### [3]秘密の保持

- ①当院および当院の従業員は、居宅療養管理指導のサービスを提供する上で知り得た利用者利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ②当院は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。  
また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

- ③当院は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報および伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

### [4]緊急時における対応方法

当院は、「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のサービスを提供しているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、必要に応じて応急処置などを講じます。

### [5]事故発生時の対応

当院は、「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」サービスの提供にともなって、当院の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

### [6]苦情処理の体制

当院は、自ら提供した居宅療養管理指導サービス等に対する利用者の希望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

## [7]利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、基本利用料のうち介護保険負担、割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

以下は「居宅療養管理指導」および「介護予防居宅療養管理指導」の利用料です。

| 取扱要件                 | ①医師が行う場合                   |                        | ②薬剤師が行う場合 |                        | ③管理栄養士が行う場合 |                        |      |
|----------------------|----------------------------|------------------------|-----------|------------------------|-------------|------------------------|------|
|                      | 基本利用料                      | 利用者負担金<br>(自己負担額1割の場合) | 基本利用料     | 利用者負担金<br>(自己負担額1割の場合) | 基本利用料       | 利用者負担金<br>(自己負担額1割の場合) |      |
| (介護予防) 居宅療養管理指導費(I)  | [1]単一建物居住者1人に対して行う場合       | 5,150円                 | 515円      | 5,660円                 | 566円        | 5,450円                 | 545円 |
|                      | [2]単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4,870円                 | 487円      | 4,170円                 | 417円        | 4,870円                 | 487円 |
|                      | [3] [1]および[2]以外の場合         | 4,460円                 | 446円      | 3,800円                 | 380円        | 4,440円                 | 444円 |
| (介護予防) 居宅療養管理指導費(II) | [1]単一建物居住者1人に対して行う場合       | 2,990円                 | 299円      | 5,180円                 | 518円        | 5,250円                 | 525円 |
|                      | [2]単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 2,870円                 | 287円      | 3,790円                 | 379円        | 4,670円                 | 467円 |
|                      | [3] [1]および[2]以外の場合         | 2,600円                 | 260円      | 3,420円                 | 342円        | 4,240円                 | 424円 |

### ①②③共通「加算」(「居宅療養管理指導」および「介護予防居宅療養管理指導」共通)

※寝屋川市には、下記に該当する地域はありません。

| 加算                           | 利用料                 |
|------------------------------|---------------------|
| 特別地域加算(1回につき)                | 上記の基本利用料に15%加算されます。 |
| 中山間地域小規模事業所加算(1回につき)         | 上記の基本利用料に10%加算されます。 |
| 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算(1回につき) | 上記の基本利用料に5%加算されます。  |

医療法人一祐会

**FH** 藤本病院